

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

IAS第19号の修正「制度改訂、縮小または清算」

目次

背景

修正

経過措置および発効日

さらなる情報

国際会計基準審議会(IASB)は、IAS第19号「従業員給付」の修正を公表した。

IASBは、IAS第19号「従業員給付」を修正した。

本修正は、2019年1月1日以後に開始する事業年度に発効する。早期適用は認められる。

背景

IFRS解釈指針委員会は、制度改訂または縮小が発生した場合の当期勤務費用、および残りの事業年度の利息純額の計算を明確化することを要請された。

IAS第19号99項は、確定給付負債(資産)の純額を、制度資産の現在の公正価値および制度資産対して行われた変更を反映した現在の数理計算上の仮定を使用して測定することを要求している。対照的に、IAS第19号の結論の根拠は、たとえ企業が改訂後の仮定を使用して確定給付負債(資産)の純額を測定していたとしても、企業は当期勤務費用および利息純額の計算に当たり、当該期間中のいかなる仮定も修正してはならないことを示唆している。同様に、IAS第19号123項は、確定給付負債(資産)の純額に係る利息純額は、拠出および給付支払による確定給付負債(資産)の純額の期中の変動を考慮に入れ、年次報告期間の開始日における確定給付負債(資産)の純額を基礎ととしている。しかし、IAS第19号123項は、制度改訂、縮小または清算から生じる変動について何ら言及していない。

IFRS解釈指針委員会は、当期勤務費用または利息純額の計算時ではない、確定給付負債(資産)の純額を測定する際に数理計算上の仮定を修正することは不整合ではないと結論付けた。しかし、解釈指針委員会は解釈指針を開発することにより問題を解決できなかったため、IASBは代わりにIAS第19号の修正を提案した。

修正

過去勤務費用(または清算損益)

本修正は、過去勤務費用(または清算損益)は更新後の仮定を使用して確定給付負債(資産)を測定することにより計算され、制度改訂(または、縮小または清算)前後の制度資産と提供された給付を比較することを明確にしている。ただし、資産上限額の影響(確定給付制度が積立超過の際に発生する可能性がある)は無視する。

IAS第19号は、制度改訂(または清算、または縮小)から生じる場合のある資産上限額の影響の変動は第2ステップで算定され、その他の包括利益に通常の方法で認識されることが明確にされた。

詳細は下記Webサイト参照

www.iasplus.com

www.deloitte.com

www.deloitte.com/jp/ifrs

当期勤務費用および確定給付負債(資産)の純額に係る利息純額

当期勤務費用および確定給付負債(資産)の純額に係る利息純額の測定に関連する項も修正された。企業は、制度変更後の報告期間の残りの期間に関する当期勤務費用および利息純額を算定するために、本再測定による更新後の仮定を使用することが求められるようになる。利息純額の場合、本修正では、制度改訂後の期間は、利息純額はIAS第19号99項で再測定された確定給付負債(資産)の純額に当該再測定で使用された割引率を乗じて計算される(また、確定給付負債(資産)に対する拠出および給付支払の影響を考慮に入れる)ことが明確化された。

経過措置および発効日

本修正は将来に向かって適用される。本修正は、IAS第19号の修正が最初に適用される事業年度の開始日以後に発生する制度改訂、縮小または清算に対してのみ適用する。IAS第19号の修正は、2019年1月1日以後開始する事業年度に適用しなければならないが、企業が選択する場合には、早期適用も可能である。

見解

IAS第34号「期中財務報告」のB9項は、期中財務報告の年金コストは、(制度改訂、縮小および清算から生じる調整に加えて)重要な市場変動を調整することを要求している。IASBは、年次財務諸表における当期勤務費用および利息純額の測定における重要な市場変動の影響(制度改訂、縮小または清算が無い場合)については取り扱わないことを決定した。

さらなる情報

本修正は、professionalまたはcomprehensive eIFRS subscription向けのIFRS財団のウェブサイトで購入することができる。本修正は、2019年のunaccompanied Standards に組み込まれる予定であり、それは登録ユーザーが無料で入手できる。当該更新は2019年の始めまで予定されていない。

本修正について質問がある場合、通常のデロイトの連絡先にご連絡ください。

Deloitte. トーマツ.

デロイトトーマツ

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。"Making an impact that matters"を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#)もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツリミテッド("DTTL")ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または"Deloitte Global")はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2018. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.